

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法令名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項	第39条
処分の概要	国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
原権者	埼玉県知事もしくは、埼玉県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行令第33条第 2 項、災害対策基本法施行規則第 6 条第 1 項、 第 2 項
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	5 日以内 ただし、執務が行われない県の休日（日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から 1 月 3 日まで）を除く。
申請先	警察署
問い合わせ先	警察本部交通部交通規制課規制実施係（048-832-0110） 又は、警察署の交通課
備考	受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 15 分までの間。 ただし、執務が行われない県の休日（日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から 1 月 3 日まで）を除く。

別紙

(審査基準)

車両の使用者の申出を受けた埼玉県公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第10条、第11条、第16条又は第21条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。